

建設キャリアアップシステムに係る令和2年10月からの 制度改正及び窓口申請の扱いについて

令和2年9月10日
一般社団法人群馬県建設業協会

令和2年9月8日に開催されました「建設キャリアアップシステム運営協議会総会」において、建設キャリアアップシステムに係る本年10月以降の制度改正が承認されたことに伴い、下記および別紙の通り、料金改定及び運営方法の変更が実施されることになりました。

建設キャリアアップシステムの安定的な運営を図るための措置となっておりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 料金の改定

(1) 事業者にご負担いただく事業者登録料、管理者ID利用料、現場利用料について、令和2年10月1日から新料金が適用されます。

⇒詳しくは別紙をご覧ください。

(2) 技能者登録料：今回、技能者登録料の改定はありません。

〈参考〉 インターネット申請 2,500 円、認定登録機関申請 3,500 円

(注) 郵送による申請の受付は、2020年9月30日をもって廃止となります。

(注) 簡略型登録と詳細型登録の2つの登録方式を2021年4月から導入予定

⇒詳しくは別紙をご覧ください。

2. お問い合わせセンターにおける電話受付の終了について

お問い合わせセンターでの電話受付が大変つながりにくい状態が続いていることから、メールでの受付に令和2年10月1日から一元化されます。

⇒詳しくは別紙をご覧ください。

3. 郵送申請・受付窓口申請の受付終了について

令和2年9月30日をもって事業者、技能者の登録申請のうち、郵送及び受付窓口での申請受付を終了し、10月以降はインターネット申請となります。

(注) 書面申請を希望される場合は、認定登録機関にご相談ください。

これに伴い、群馬県建設業協会での書面による申請受付を終了しますが、現在、群馬県内に認定登録機関が存在しないため、申請に関する相談受付は継続します。また、来年度以降の建設業協会での窓口のあり方については、今後検討される事項となっております。決定しましたらお知らせします。